

特別の寄与に関する処分の調停を申し立てる方へ

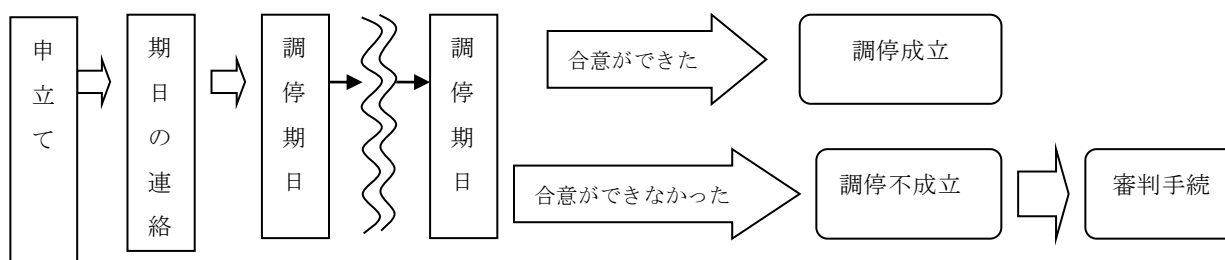
1 概要

相続人ではない被相続人の親族で、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（これを「特別寄与者」といいます。）は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（これを「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます。この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、特別の寄与に関する処分調停事件として申し立てます。調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいたりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、合意を目指した話し合いが進められます。

なお、調停手続で話し合いがまとまらず、調停が不成立となった場合には、審判手続が開始されます（調停の流れは下図のとおりです。）。

※令和元年7月1日より前に開始した相続については、この申立てではできません。



2 申立人

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由（民法891条の規定）に該当する者及び廃除によってその相続権を失った者を除く。）

3 申立期間

申立ては、特別寄与者が相続の開始があったこと及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはすることができないとされています。

4 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

5 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立人1人につき収入印紙1200円分（相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1200円×相手方の人数×被相続人の人数」）
- 連絡用郵便切手：(110円×20枚、50円×20枚、10円×20枚)
+ α ((270円+110円)×相手方の数)

6 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立

人用の控えを作成してください。

- 送達場所等（変更）届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 被相続人の相続関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本
 - ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合
被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本
 - イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合
アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本
 - ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合
ア、イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、本来の相続人(被代襲者)の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本が必要となります。
- 被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）
- 申立人の戸籍謄本、戸籍附票（又は住民票）
- (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書
- (作成されているとき) 遺言書の写し、遺産分割協議書の写し
 - ※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

次の書類を可能な限り提出してください。

- 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)
 - 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。
 - ※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

※マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。

7 調停進行中の書面の提出方法

特別の寄与の調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分 1 通と相手方の人数分の通数のコピー(例えば、相手方 5 名の場合、裁判所分も入れて合計 6 通が必要)を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えと資料の原物（オリジナル）があればそれも持参するようお願いいたします。

書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

8 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。